（削る）

a　フェノール

⑴　ゴム製の器具(ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２.溶出規格のａ　フェノールを準用する。

b　ホルムアルデヒド

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出規格のｂ　ホルムアルデヒドを準用する。

c　亜鉛

１μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

d　重金属

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出規格のｄ　重金属を準用する。

e　蒸発残留物

40μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。)を内容物とするものを除く。以下４において同じ。)

金属缶は、次の規格（食品に直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていないものについては、⑴　溶出規格の４．から８．までに示すものは除く。)に適合しなければならない。

（削る）

⑴　溶出規格

（削る）

b　試験

①　フェノール

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出試験のａ　フェノールを準用する。

②　ホルムアルデヒド

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出試験のｂ　ホルムアルデヒドを準用する。

③　亜鉛

浸出用液として水を用いて作った試験溶液20mLを採り、酢酸５滴を加えたものについて、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法により亜鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の亜鉛量は１μg／mL以下となる。

④　重金属

⑴　ゴム製の器具（ほ乳器具を除く。)又は容器包装の２．溶出試験のｄ　重金属を準用する。

⑤　蒸発残留物

蒸発残留物試験を行うとき、その量は40μg／mL以下でなければならない。ただし、水を浸出用液として用いる。

４　金属缶（乾燥した食品（油脂及び脂肪性食品を除く。)を内容物とするものを除く。以下４において同じ。)

金属缶は，次の試験法による試験（食品に直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていないものについては，⑵　試験の２．から６．までに示すものは除く。)に適合しなければならない。

⑴　試験溶液の調製

特に定める場合以外は、次の方法により試験溶液を調製する。

試料を水でよく洗い、各試験法に規定されている浸出用液を用いて次のように操作して作る。

液体を満たすことができる試料にあっては、60℃に加温した浸出用液を満たし、時計皿で覆い、60℃に保ちながら30分間放置する。

液体を満たすことができない試料にあっては、表面積１㎠につき２mLの割合の浸出用液を60℃に加温して浸し、60℃に保ちながら30分間放置する。

ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水を浸出用液とする場合にあっては95℃に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを浸出用液とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。

⑵　試験

１．ヒ素、カドミウム及び鉛

次の表の第１欄に掲げる食品の容器包装は，それぞれ第２欄に掲げる溶媒を浸出用液として用いて作つた試験溶液について，次の試験を行う。